

第9回

(仮称)函館市子ども条例制定検討委員会

会議録(要旨)

日 時 平成25年7月26日(金)

18時00分～20時30分

会 場 総合保健センター2階健康教育室

1 出席者

(1) 委員 16人

藤井委員, 大江委員, 三浦委員, 森越委員, 木村委員, 亀井委員, 小松委員, 千原委員, 青田委員, 長谷委員, 数又委員, 加藤委員, 横山委員, 小原委員, 水戸委員, 小林委員

(欠席: 阿部委員, 野村委員, 武田委員)

(2) 事務局 7人

子ども未来部 岡崎部長, 宿村課長, 柴田課長, 加藤課長, 横川課長,
小林係長, 宮越主任主事

2 配付資料(当日配付)

- (1) 各委員からの子ども条例に関する考え方や意見の総括(大江副委員長)
- (2) 今後のスケジュールについて
- (3) グループ討議メンバーについて

3 会議録

| 発言者 | 発言要旨 |
|-----|------|
|-----|------|

1 部長あいさつ

【岡崎部長】 皆様こんばんは。お忙しいところお集まりくださいますありがとうございます。最近の子どもを巡る状況としましては、全国で幼保一元化や待機児童解消を目指した子ども・子育て新制度の施行に向けての取組が行われております。私ども函館市においても、先日第1回目の会議を開催いたしまして平成27年度からスタートですが、この準備に向けて函館市としてのスタートをきったところでございます。

さて子ども条例の方は、委員の皆さんからのプレゼンをいただいて6回目となります。本日は最後のプレゼンとなります。取りを務めますのは大江副委員長でございます。どんなお話をさせていただくのか大変楽しみにしているところでございます。検討委員会の議論も発足後1年を過ぎまして、いよいよ佳境に入ってまいりました。ちょうど協議の折り返し地点ということになります。これから1年間で更に議論を深め、条例に盛り込みたいことを掘り下げていただき合意形成を図っていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

2 開会

【委員長】 〈開会宣言〉

3 第8回会議録について

【事務局】 第8回会議録につきまして、ご説明致します。7月18日に委員の皆様へに発送いたしました。この会議録につきましては、これまで同様発言要旨の形で取りまとめており、訂正等がございましたらお知らせ頂きたいと思

います。また、市のホームページ上での会議録の掲載につきましては8月上旬を予定しております。以上でございます。

【委員長】 事務局から、第8回会議録の説明がありました。何かご質問ありますか。ないようですので、議事に入りたいと思います。前回の委員会で確認したとおり大江副委員長から総括という形でご説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

4 議事

【大江副委員長】 総括ということですが、やりづらい事務局の方で今まで出てきた意見をまとめていただいていますし、今日私のプレゼンが終わった後に委員長の方から次回以降のお話が出てくるとと思いますが、皆さんの意見をカードにしましてワークショップ形式でまとめて行うことを打ち合わせで考えていますので、私が今まで研究してきたことをなるべく今の子ども条例制定検討委員会でやられてきた意見と多少なりともかみ合うような形で、研究内容の一部をお話させていただく方がよいと思います。今日の資料はレジメと参考資料として小さい冊子をお配りしています。私は法哲学が専門で法概念や権利概念とは何かといった抽象概念をやっています。ある種の子どもの権利研究をやっています。「子ども論」や「子ども学」といった抽象的な問題ばかりでなく具体的なお話をしていきたいと思います。

まず、「子ども」「の」「権利」とは何か。子どもの位置づけ・処遇に関する覚書(子ども論・権利を中心として)をお話します。私はあえて教育という言葉を使いません。それは、「子ども論」や「子どもの権利論」は、はるかに教育の問題を超えています。子育てや少年司法の問題、犯罪の問題があり、教育の問題は学校教育の範囲となりますので大きいですが、そうはいつでも全てではありません。子どもの問題の一部でしかありません。具体的な問題からしますと永山則夫事件があります。少年犯罪でして、19歳の時に4件連続で殺人を起こして死刑判決を受けて死刑が執行された事件です。この永山という死刑囚は、社会的に作られた貧困が原因というポイントと、捕まってから勉強をして、文化的な作家活動をしていました。非常にドラマチックな形で生涯を終えて社会的には、非常に有名な人物です。それだけではなく、新たな発見がありまして2回目の精神鑑定をした石川医師が膨大なカセットテープを残していて、ルポライターの堀川さんが、それを譲り受けて丹念に聞いて追加取材をして新たな永山則夫の像が見えてきました。なぜ私がお話をしたのかは、今後私がお話しする本論に近いからです。どういうことかという永山則夫に対する社会の目や不幸にして少年犯罪に手を染めてしまった少年・少女らに対する社会の目が典型的に対立する立場が、永山事件の中にも出てきます。要は「性善説」や「性悪説」と語ってもいいですし、「天使」や「悪魔」だと語ってもいいですし、あるいは「子どもは保護する存在だ」逆に「子どもは自由だ」と

語ってもいいです。用語は自由ですが対立する対照的な立場がこの永山事件に関する目線にあると思います。もともとは貧困が生んだ悲しい犯罪です。永山が悪いのではなくて、社会や家庭状況が悪く時代が悪かった。子どもはイノセントで純真無垢で大人は良い方向に持って行き、悪いものに染まらせないようにしなければならない。腐ったミカンのように排除しなければならない。厳しい目線もありましたが、貧困が問題でしたので、8人兄弟の下から2番目か3番目で男では一番下でした。親父さんは青森のりんご農園で種付けの技師で結構稼いでいましたが、博打が好きで身を持ち崩します。網走に行って心機一転しますが、また身を持ち崩してしまいます。お兄ちゃんお姉ちゃんの時は、両親ともしっかりしていらしたので、幸福を感じてはいましたが末っ子になればなるほど悲惨で、親に捨てられてしまい永山は網走に置き去りにされます。民生委員に発見されるまで半年間飲まず食わずで餓死寸前になります。それまでは私達が知っている永山像ですが、今回テープ起こし等で発見されたのはDVがあった。網走に残されたお兄ちゃん達が徹底的に永山のことを殴る蹴るの暴行をして心がゆがんでしまいます。唯一頼りにしていたお姉ちゃんは母親代わりで永山は凄く信頼していましたが、お姉ちゃんは途中で精神を病んで入院をしてしまい、永山の心の支えが全部取れてしまいます。社会的、経時的貧困でお金にも恵まれていなく、家庭での愛情にも飢えていて悲惨な状況があるわけです。そういう影響をまろに受けていて、自分ではいかんともし難い特に子どもが小さければ小さいほど翻弄され、しょうがないしその子の責任ではないという考え方があり、条件とか運命とか環境やDVで自分ではいかんともし難い環境に翻弄されるので、だからこそ大人は何とかなければならぬし自治体や学校もなんとかしなければならぬと思います。そういう発想が純真無垢であったり天使であったりイノセントであったり、結果的には保護する存在や守ってあげる存在、サービスを与える存在、そして導いてあげる存在が子どもである。これは日本社会が戦後強力に取ってきた立場や処遇の原則です。もうひとつはあまり公にはできませんが、子どもは自己決定権があり、もっとのびのびともっと解放させて、もっと自由にさせるべきという考え方があります。うまくいけば美しいストーリーでマッチングして「良かった」となるが子どもはのびのび育て保護するところはきちんと保護して、与えられる食事もしっかりと与えてすくすくとよい子に育つ。自分で意見を言えて、大人に対して聞く耳を持つ。良く言えばその通りですが、世の中そんなうまくいくわけがありませんので、もっと悲惨なもっと意地悪なもっとどろどろした感覚が一連のきれいな言葉にくっついてきます。責任や邪悪な存在で子どもは得体が知れない。あるいは子どもは問題である。子どもは問題の影響を受けることもあるが子ども自身が社会的に起こす問題で基本的に厄介者なのだ。アメリカのラグジュアリーで豪華客船が有名ですが、キッズフリーな豪華客船にあなたは乗りますか。要は子ども禁止で子どもは乗せない。人種的なことや障がい者

は乗せないとなると凄く問題ですが、子どもは許されます。これは子どもは厄介者である。いらぬ存在であり子どもは邪悪で不可解で何をしだすかわからない。レジメの2ページ目に被告が少年なら刑罰はどうしますかというアンケートをとった時に裁判官は、保護する観点から少年の健全育成、将来の更正という大原則がありますので軽くするが91%ですが4分の1が大人より刑を重くするべきだ。もちろん軽くすべきだも4分の1いますが、半数がどちらでもないと答えています。おそらく日本社会の目線が厳しい、特に同世代に対する目線が厳しいように感じます。ずるは許さないし悪い奴は許さない。どうしようもないという感覚は若者自身が持っています。要はきれいに語れば、自由や自立や自主性というのは子どもにとって凄く大事だし、我々の社会でも凄く重視しつあるポイントです。ところがつながっている論点としては、自主性と自由というのは責任を追わせることとなるので社会の目線が厳しいし邪悪な不可解な存在というのは十分あって、そこを素通りしてはこの条例にどう活かすかはわかりませんが、そういう社会の目線が明らかにあるし日本だけの特殊な問題ではなく世界でも同じですが、両極端な感覚を我々は同時に持っていると感じます。そこをどう捉えるかが結構難しいと思います。よい子でない子も愛情で包んで100%更正させることは難しい。

ここで永山事件に戻りますが、この石川医師の凄さを知らされたのは膨大な聞き取りをして、青森の生母やお姉さんにも聞き取りを行い、永山の心を開くどころか永山の関係者や家族まで心を開いて、結局何があったのだろうかという聞き取りを行い、本当の意味で救いとろうといった熱意とコミットメントをしなければならぬと教えてくれるような側面もあります。最後には判決が確定してから、石川医師と永山との関係が悪くなって、分厚い精神鑑定書ができますがそれを永山に見せたら、「俺こんなんじゃないんだ」と言って、石川医師はしょげてしまい精神鑑定をしなくなりました。ずっと落ち込んでいましたが永山の死刑執行の時は、あきらめていたので自分の荷物は風呂敷ひとつでほとんど物をもっていませんでしたが、死刑執行後に風呂敷の中を見してみるとボロボロになった精神鑑定書があったわけです。最後の最後まで永山は自分の生きてきた証として、生い立ちから全てこうやって生きてきたんだというように感じました。そのことを石川医師は知らなくて、教えてあげたら見てられなくてボロボロ泣くというエピソードがありました。やはり熱意や思いは当時の永山容疑者に対するコミットメントがこういったレベルでやれば効いてくると思いました。こういった感じが最初の二つの「子ども観」だと思います。次に保護主義ですが、純真無垢で保護していかなければならない。子どもを危害から守り安全安心なまちづくりや社会にすることです。やや中間的でそんなきれいでもない多少大人のエゴが入ったものでは、社会学の用語で子どもをなぜしつけているのか。なぜ教育をするのか。それは社会が再生するためや維持していくためには、子どもを教えていかなければならない。子

もの労働力や社会の主権者や構成員として、犯罪者にしないために良い大人にするために社会化させることです。更にもっと悪く言えば、大人側に引き寄せて教え込みます。更に悪く言えば、洗脳で眠らせない。食べさせない。極端な環境に追い込むことがあります。次に自立（自己決定）主義では、子どもは自由でたくましく育ててほしい。自分の意見がきちんと言えて、人の意見を聞く耳を持って自律して自分なりに道を切り開くことができる。自分が生活していくライフスタイルの様々な側面を自ら切り開くことができる。こういうことが我々の理想的な日本のリベラルな民主主義の中で想定している自律像です。ある範囲の中ではエキセントリックなことをしてもよいが他人に危害を加えることではないのが理想的で、その裏面としては、子どもの自由とは本当の自由なのか。それとも訓練課程で仮の自由なのか。この議論は抽象的にはあります。とりあえず自由を渡して自由という仮免許を渡してやらせてみる。そしてなんとなく大人の範囲内でそこは出過ぎては駄目だという指導をしてあげる。仮免許を渡す方法もあるし本格的に免許を渡す考え方もあります。あるいは保護主義としてある一定まで行かないと自由を渡さないという考え方様々あります。自由を渡す考え方は、大人の社会がこずるいことがあります。少なくとも少年司法の大きな流れ的には少年犯罪に関しては、バッシングにより子どもに責任を負わせる流れが強いですので、子どもには自由がある。子どもには責任能力がある。大人は少年犯罪の時だけ責任主義を追わせて学校や子育てや家庭の中だとあまり自由を渡さない。自由の保障や自律については割と良い言葉として語れるし、自由反対論として子どもに自由を与えず子どもの権利に反対する人は、子どもを煮て食おうと焼いて食おうと勝手だという親や学校側では言えない。今は体罰が駄目で昔と法体系が同じはずなのに全然扱いが違います。これは社会体系が変わったからです。なので体罰があると社会面に書かれバッシングを受け、学校の先生は当然手が出せない。それは凄く良い側面があります。保護や供給の点では、進歩していて虐待の問題も民法も改正していて親権を剥奪できることを子ども自身ができるように変わったり、保護や供給の側面は明らかに変わってきていると思います。虐待し放題の時代ではないし社会的には許されない。唯一残されているのが、子どもの権利批判論で自由だけは渡さない。子どもに対する自律に対しても渡さない。その考えは多分許されると思います。学校の先生も子どもがどんなにエキセントリックなことをしても、制服や校則にしても典型的で、規制やある種の判断で大人は自由を渡しません。少なくとも保護や供給と同じようなレベルで子どもには自由を渡していないと思います。渡すべきかどうかは、皆様のご判断でもあるし社会的判断でなぜ渡さないのかは言えません。可能な限り子どもに自由は渡さない。学校が悪いだとか病院が悪い収容施設が悪い。施設が価値判断を作りあげて我々人間から自由を奪っている。自由を剥奪して生きてくらくしている。息苦しくしている。そういうことが思想的にはあります。あるいは柔らかか

く言うと不登校など施設側による問題や、校則等の様々な訴訟の問題が今から20年前くらいにありました。その時に子どもに自由を与えるべきといった議論があったが、今は終息していて議論にはなっていない。自由の問題で自由を進めるポイントとしては、市場主義でお金が絡んだら何でもできる。サービスもできる。そこにはだんだん勝てなくなっている。今回の議論でも携帯の問題がでましたが、市場が商売になりコミュニケーション自体も影響し自由を与えている。これは止まらないと思います。大人が止めて止まる問題ではないと思います。大人自身が携帯や便利なコミュニケーションツールを止めないと止まらないと思います。商品選択の自由や買い物の自由、母親を攻略できればお金で何でも買うことができます。ある意味市場やお金とかを選択の自由ということで、突破口として自由の流れがでてくる。一つの流れとして現場の先生として教えて頂きたいのは、単なる人権関連の自由、自己決定権の自由が広がったために親や子どもの意見を聞かなければならないということだけではなくて、今の顧客主義で病院で〇〇様と言いますが学校が最後に残された聖域で〇〇様と生徒には言っていないと思います。顧客の文句は聞かなければならない。顧客主義でお客様の意見を聞かなければならない。人権としての自由と経済的な自由でのお客さんの自由を見る時代となっている。次に子どもの権利論（処遇論）の歴史は、子どもをどう取り扱うか。子どもには権利がある。この権利という言葉のキーワードは何についての権利なのか。歴史的には強調点が変わってきていて、あえて単純に言うとまず保護するという事で、戦争がありましたので生き死にの問題に着目している。もちろん発展途上国では、今もあります強調されてきました。戦前の権利の議論でジュネーブ宣言がありますが保護中心です。50年代～60年代からはだんだん経済が発展してきて、高度経済成長期になると教育が主流となり、より高等な教育サービスを提供しようとする。まず進学率を上げて奨学金制度を作るとか子どもに対しての金銭的、経済的ないわゆる文化的なサービスをより手厚く保障する動きが20世紀中盤に出てきています。次に出てきたのは自由です。古くは1960年代のアメリカの市民権運動で、日本で言えば学生運動で1970年代の安保問題があり、日本の大学では学生自治や自治会や高校でも自由が強調された制服問題で生徒にもっと自由という発想があって、以降は校則の問題や権利の問題が出てきています。自由というものが世の中が良くなってきた進歩と捉えるのか、または自由の批判論者にとっては子どものエゴが増えての無秩序や子どもにもっと道徳をとった観点から言うとよろしくないということとなる。基本的にどうとらえるのかということ保護や供給、自律があって、この3つがごった煮なのかそれぞれなのか。一個の要素だけでいいのか。それは考え次第です。保護や供給に対しては、虐待OKで餓死OKというわけにはいかない。あきらかに文明社会においては、どうでもいいということにはならない。自律に関しては議論をする余地はあると思います。様々な問題が構

成されていていじめや虐待の問題は保護や供給に関係しますのでおそらく許されない。もちろん権利に対しての批判論もあります。ここ十数年海外でも子どもの問題を総合的な観点で教育学の問題や子どもの心理学の問題、少年司法の問題として論じられてきていて、結局子どもの歴史の問題として語ることはあっても総合的にどう語るのか。まさに子どもの権利条例としてどう語るのか。その発想はありませんでした。ただ最近では社会学で子どもをもっと総合的に見た方が良いのではないかと。むしろおもしろいことがわかるといった議論もあります。心理学の研究からアプローチする人もいれば、文学や歴史学からアプローチする人もいます。今まで我々が意識してこなかった一面が実は「子ども論」や「子ども学」といった発想です。キーワードで言うと異なったあるひとつの民族としての子どもは人権が発達してきた今の社会で民族や人種というものが、凄く手厚く考えようといったやさしい目線で考えた時に、子どもがどこか大人の都合によって行くよりも、大人が発想しないおもしろいことを考える。子どもは思ったより優秀だという感覚もあります。例えば算数はできないが、文脈的な方法でやると優秀さが変わる。ストリートチルドレンでは、悲惨で明日をも知れぬ命かもしれないが、子どもが悲惨で終わったのかということそんなことはなくて、子どもには自生的な秩序があって、社会が構成されていて、コミュニティがあって大人のリーダーがいて、そこに稼ぐ手段を得て、そこで楽しくやっている。我々大人の目線ではとにかく悲惨であるが内部的には子どもは友達同士や同世代の文化は恐ろしい程に優秀で大人や教師の影響は論外です。3, 4歳になれば大人の影響は弱いのです。思った以上に子どもは複雑で優秀である。そこから一足飛びに人権や権利は言えませんが、可能性があり子どもの権利や自律はそんなに距離は遠くありませんので、優秀であれば自由を与えてみるかといったことになる。消費文化の方も止められない状況にあり、デジタル文化等々の影響を受けていますので、もうしょうがないといった感覚がありますので、子ども自身を見つめてもしおもしろいと思えるならば、もっと自由を与えてみる。そこから子どもの権利という言葉は別として権利が想定している中身とそう変わらない。少なくとも海外の議論では出てきています。権利条約の権利やもっと実体的な子ども研究の中からリベラルな発想とつながり始めている。最後になぜ「権利」なのか。子どもの問題を外したとしても、フランス革命で「自由」・「平等」・「博愛」は人権用語のキーワードで栄光の側面と悲惨な側面があり、栄光はこれまで「自由」と「平等」が剥奪された貴族階級以外で市民や平民の人たちにも、かなり重要なものを与えた。悲惨は「自由」や「平等」といったあまりにもきれいな言葉が全てを帳消しにしてしまう。その強力な言葉がマジックガードになって、全てが正当化されてしまっていて、「反革命である。」「反革命的な行為である。」「反革命的な人物である。」「反革命的な主張である。」ということでギロチンで処刑される。要はエゴの問題とつながり、子どもの権利に戻して言えば子

もの権利の主張は大人のエゴ隠しで使っている側面がある。例えば親が離婚した時悲惨な親の戦いは子どもが一番傷つき、離婚するとしても子どもを傷つけないようにするのはその後の効果が違うといった研究結果があります。親権の問題で子どもに月に何回か会うと言った時に子どもが親に会う権利があるだとか。要は親のエゴを子どもの権利に置き換えて語る。様々な子どもに対する願いを子どもが望んでいるだろうと大人のエゴを塗り替える。ごまかすために子どもが望んでいることだと。良き未来を保障するのは子どもの権利だし大人側の義務である。だから我々は保障していると語っている。権利という言葉で語らない場合や、権利という言葉で語らなければならないことがあるかもしれない。何か子どもに良いことをしてあげよう。何でそれをするのか。その動機をどういう根拠でしているのか。子どもの権利を保障することは、他人の権利を侵害してはいけないし目上の人を尊重するのは道德の問題ではなく慣習だと語ることもできます。権利という言葉で語らなくてはいけないのか。特に法的な議論や裁判は権利の横で語らなければならない。虐待等は権利を語って当然だと思います。意識や価値判断が今の日本社会にはありますので、これは子どもに関わることに對して語るしかない。はっきりとした権利ではないが子どもが何をしたいのか。どうなるべきなのか、「べき」の理論をしてしまうと親のエゴや大人のエゴ、教師のエゴに引きずられやすいのが今の私の判断です。権利によってこれらのエゴが多少抑制される可能性があります。

【三浦委員】 子ども条例検討委員会の委員になってから、条例を制定する時には子どもの権利という言葉を入れないといけないと考えておりましたが、権利という意味が、大人の世界では、あまりいい意味では使われていないのですが、それが子どもの権利というと、一般的に大人の社会では、いろんな心配がされるのかなと思ひまして、なにか別の日本語で権利という言葉表現できないかと考えておりましたが、今の大江副委員長の発表で少し混乱してきたのですが、子どもの権利ってなんだという短くて日本語で表現できるものはないのでしょうか。社会福祉の中の児童家庭福祉の教科書では、子どもの権利保障の歩みということが書かれていますが、スウェーデンの思想家のケイという人は、20世紀は児童の世紀と言ってまして、1900年あたりからアメリカの第1回児童福祉白亜館会議が開催されたり、世界児童憲章やジュネーブ宣言までできて、あと日本の児童福祉法から児童憲章、児童の権利に関する宣言なんかがありまして、歴史がありますよと書いているのですが、そんな中で書かれているのが、子どもの権利の特徴はというのがありますが、これまでは受動的権利といってきました、これは子どもであるが故に、大人からの保護や援助を受けることで効力を持つ権利でありましたが、これからは能動的権利ですとなっており、人間として主張し行使できる自由を得ることによって効力を持つ権利なんですと書いてあります。ですから、ただ授かるのではなく、自ら権利を持つんですと教科書には書いておりま

す。基本的人権と言うととりわけ自らの生き方を主張し追求することのできる権利、子どもである前にまずは人間として保障されなくてははいけないんですよ。というところで私としては、子どもといっても長い人生の流れの中の年数の違いであって、人間であることに変わりはないのでそういう意味で共通して基本的人権があり、その中の年代からいって子ども時期の権利だから子どもの権利なんだと自分なりに理解しておりましたが、今日の発表で説明がつかなくなってしまうました。しかし子ども条例を作るまでには、今日の発表をヒントに子どもの権利の見解をまとめたという感想を持ちました。何か子どもの権利について分かりやすい表現がとればよいなと思いました。

【委員長】 ありがとうございます。

【小林委員】 ライツという言葉の関連でお聞きしたいのですが、権利というのは、子どもから見て必要性、欲求、要求、それを表現するときに、それらがそうだねと受け止めることが権利だととらえていましたが、そのようなとらえ方がライツと言うことだと考えていました。たまたま日本語の権利というのは日常的な言葉から切られていている言葉だから分かりづらい、分かりづらいが故に、何となく構えてしまう。しかし、根っこを探るとそうだねと受け止めれる、そういう中身が権利だと考えておりましたが、そのことについてご意見があれば教えていただきたいと思います。

【大江副委員長】 まず、必要性、欲求、要求ですが、2通りで回答させていただきますが、1つはその通りで、欲求、要求のニーズでそれを満たすことが権利の内容がなんなのか、例えば食べものや自己主張などの何かについての権利、日本社会での人権についての権利論は何に関しての何についての権利なのかということ、すぐに日本社会の人間は思うのですが、なので学習権というのが流行ってましたが、勉強する権利、勉強の中身をきちんと教えてもらうや自主的にできる環境を与えてもらう、あるいはそれを要求するなどの中身についてです。そこでの問題は、子ども自身が、はたして要求できるのか、はっきり何が欲しいのということ、要求できるのかということ、高校生でさえもできないです。要はノーと言わないからイエスなのかという考えは、今は通用しないです。セクハラなどでも、そうして欲しくないという要求を表に出さない場合があり、出さないからと言ってセクハラにならないかというところではない。ですから要求や欲求を受け手側の大人がどう受け止めるのか、どう探るのかというのが、はっきり明示的にできる要求などがあるならば、それが一番簡単ですが、子どもの年齢が下がれば下がるほど、要求が明示的にでてこないの、大人の勝手な都合主義で、これはこうに違いないという感覚で、子どもの欲求に明示的ではないが応えたというものにするのか、それとも可能な限り子どもの意図や要求を、様々な手段で忖度することやそこから子どもがどうしたいかを探ろうとするということがあります。もう一つは、そもそも権利はどの様に成立するのかと概念の問題

で、語源的には正義、正しいというもので、ようはエゴではない。少なくとも権利はライトなので、もともとの語源は正しい権利の用語はエゴではないと言うことです。その主張をする限りは、自分もされてもいいと言うことです。クレームしていたらクレームされてもいいと言うことです。それが語源的にはそうです。ですから自分だけが言えるものではなくて、権利を使ったら、その権利は自分に返ってくるものです。要するに正しさや正義という感覚は、権利とほぼ同じ意味です。そこをねじ曲がった形で、自分の都合のためだけに使って、わがまま、エゴを自分の都合のいいときにしか使わないのは、語源的も間違っているし、そのような使い方はされたくない。だから権利はすべて嫌だというような権利のアレルギーはそこに由来していると考えております。

【森越委員】 2つの子ども観について説明されましたが、私はいずれの子ども観も正しくないと思いますが、副委員長は2つの子ども観についてどのように考えているのかということと、それから仮に「B」の不可解にして邪悪な存在としての子どもという評価、子ども観のひとつの側面を見るとしたら、「A」にあるイノセントから権利が生まれてくると思うのですが、「B」からはどのような権利が生まれるのかを、この子ども観との関係から子どもの権利をどういうふうに考えたらいいのかということ質問します。

【大江副委員長】 子ども観の考え方は千差万別ですので否定はしません。しかし、森越委員が思っている子ども観自体が、賛成しないかもしれませんが森越委員が賛成している子ども観と接続しているというのが、私の考え方なのです。ですから、邪悪で不可解であるから保護するという発想ではなく、邪悪で不可解だから、きちんと罰していくことが必要だ、そしてそこには、まったく遮断してはいない、どこか連続しているところで子どもは責任を負える主体である。そこからさらに、薄いかもかもしれませんが、子どもは責任主体なので自由な存在である、また、もっと言うと、子どもは自由にしてのびのび育てばいいし、育てるべきだという考えに決して無関係ではないということを強調したいです。逆に保護の面から言えば、一番美しく語ると子どもは保護すべき存在で、様々な外側の危害から保護して、後のすくすく育つ子どもに向けて、大人の側が配慮する必要がある。それをもう少し意地悪に語ると、大人や親の価値判断でこれがしつけの方針ですということ育てていくということで、さらに悪く言うと、これ以外は許さないとか子どもはこうあるべきに決まっていると言う考え方に連続していくということを強調したかったのです。ですから、邪悪が全てとかそういうということではないです。

【委員長】 他にありますか。

私は、副委員長より「永山則夫一封印された鑑定記録」を紹介いただいたので、読んだのですが、その中で副委員長の冒頭にもありましたマイケルサンデルの話がありましたが、それと同じことを考えさせられま

した。例えば親と子がいて、子どもは当然権利を持っていますが、おにぎり1個しかなかったら、そのおにぎりをどうするかと考えたら、おにぎり1個だったら親だったら半分分けするかもしれないし、子どもが育ち盛りだったら、それ以上に分けるかもしれないとか、どんどん少なくなると、ご飯一粒になったときというように世界が永山則夫の親とか兄弟とか本人の置かれていた状況というのは、弱いものには当然与えられないので、そのときにご飯一粒を奪った親を責められるかという、親も生きる権利を持っているので、子どもも親も同じ権利を持っているとしたときの子どもの権利というのは、受動的な権利なのかなとか考えてしまいました。また、副委員長の発表の中であった、質問に関しては、教員時代には子どものことを考えて授業の準備をしていましたが、その動機は何かというとは喩的な質問ですので、自分としては、子どもは未熟であるという考えがありました。草食動物とは明らかに違いますし、どちらかという鳥のイメージがあります。生まれたときに雛は無力ですが、人間の場合にはもっと未熟児で生まれてくるので、教員として発達を見ていくと、体もそうですが、20歳くらいまではあちこちが未熟な状態で、特に中学校は発達という面ではゴールデンエイジの状態でありました。ですからサルが子育てするときに、最初は子どもを離さないでいるのですが、段々成長するにしたがって、離していくのですが完全には離さないで見ていて、危険が迫ったときに近づいてたたいたりして教えていくというイメージがあるので、小学生でも中学生でも体もそうですが、情操面でもかなり未熟であると思っています。ですから、ある程度発達・成熟するまでは、成長を遅滞させたり、阻害させたりするのは持たせないという考えで保護主義なのですが、副委員長の発表を聞いてからは、いろいろな面で考えさせられました。感想ですいませんが他の方もいろいろ直接子どもと接している方もいろいろ考えられたと思いますので、感想でも構いませんので、忌憚のない意見をお願いします。

【三浦委員】 今までの流れでは、子どもの権利条約などで、子どもは小さいけど人間だよという視点をベースにきていましたが、それが今日は崩された感じがして、子どもは悪いもだ、見直した方がいいという感じでしたが、子どもの権利や子どもの権利条約をベースに条例を考えていくとした場合に、子どもの権利が人間としてあたりまえに保障されるという視点が大事だなと考えておりましたが、子どもの権利条約にある子どもの権利と、発表の中にあつた子どもは邪悪だとかいうような望ましくない表現がありました。これらうまく繋がるものなののでしょうか。

【大江副委員長】 邪悪というのは、あえて挑発的に言っているのですが、要するに世の中は、子どもをすばらしいものだと思っている人だけではないですよということを主張したかっただけです。

【青田委員】 感想ですが、子どもとはなんぞやというところを深く考えさせられたなという思いがあります。自分の中では、子どもという存在は、あまり

なくて、自分の中ではいつ大人になったんだろうと言われても、なかなか子どもと大人の境目がどこなんだろう考えさせられましたし、子どもの頃自分で思っていたのですが、いい子だと言われて育ちつつ、でも自分の中ではそうではないという、葛藤しながら両面を持って生きていたと思いますし、ほとんどの方がそうではなかったのかなと思いますので、子どもを画一的に見ると言うこと自体があまり好きではないのですが、両面持っている、大人と子どもの境目も実はないというような見方が必要なんだろうと感じましたし、子ども条例はなんのため、誰のためということを改めて考える必要があるんじゃないかということを感じました。また、永山事件に関しては、本を読んだわけではないですが、おそらく鑑定をしていた医師はずっと聞き取り調査をしていたと思います。人間の中でインタビューなどをされていると、段々それに答えている自分が本当の自分なのか演技しているのか分からなくなってくるし、さらに閉ざされた空間の中では、どっちも正しい自分というようになってしまって、最後の死刑の時に鑑定記録に書いてあるのが自分だと思っていたのではないかと思いました。ただ人間は、そのように操作される可能性があると思いますので、どれが正しいというのがないのではないかと感じました。

【小林委員】 委員長が「未熟」という言葉を使われましたが、「未熟」という場合には、大人の到達度に関わって「未熟」という言葉を使いますが、しかし、見方を変えると、これから発達する可能性を非常に含んでいる存在であるということも一面では考えていかなければいけないと思いますので、子どもをどう見るかに関わって、未熟として見る場合には、ものすごく発達する可能性を含んでいる存在としての「未熟」ということも含んでおかないといけないと感じました。

【委員長】 「未熟」という言葉に限らず、言葉をどこまで広義に使うか、または狭義に使うかとか、その言葉の持っているイメージに対する、その時代時代での社会背景などもありますので、そのようなことも注意して使っていないといけないと思います。先ほど使った「未熟」という言葉については、到達していないという意味ではなく、人間としてとらえたときに、1歳半から2歳くらいにかけて立ち上がったたり、歩いたり発達には順序がありますので、20歳くらいまでいろいろな面についてゆっくりゆっくり発達してくるというふうにとらえています。「未熟」であるから人間の存在として不完全であるということではないです。例えば妊娠中のお腹の胎児をどのようにとらえるかということが、現在、教育でも医学でも叫ばれております。日本小児科医会ではメディアを与えすぎるのはよくないと言っておりますが、それは子どもを守ろうという視点であって、発達途上だからメディアを与えるのはよくないと言っているのであってということと同じ意味であります。さらに、例えば「しつけ」についてもいろいろなニュアンスがありますし、「発達障がい」と

という言葉も「障がい」という言葉があって、いろいろなとらえ方がありますので、これから条例の提言をまとめていく際には、言葉の吟味は大事なことだと思っています。

【森越委員】 大江副委員長の話の中に、子どもを社会化していくというお話がありました。この考えが、今の大人社会が子どもに対して持っている未成熟あるいは未熟のために子どもを保護や教えていかないといけないということが受動的な権利としてとらえられたものだと思いますが、今なぜ子どもの権利条約ができてきているのかというと、子どもは今までの受動的な権利だけではダメだという考えで、子ども自身が能動的な存在として人類自身にとらえ返さないと子どもを社会化していくというときに、今の大人の社会が正しいんだという考えのもと、子どもたちにその構成員になりなさいと言うことなんです。これが大人が子どもに社会的になりなさい、成長しなさいということで、これを子どもの側から見たら、もっと自分たちのやりたいことがあるのに、やってはいけないと言われてたり、子ども自身が持っている、今あるものを、将来のために今我慢しなさいではなく、今、子どもとして生きている時間を大人が奪っているのではないか、あなたは今の状態はそのまま行くといい大人になれないから我慢しなさいということを与えるのが正しいことで、それ以外のものについては我慢しなさいというふうに、子どもに拘束力を提起している大人自体が大変問題ではないかと思います。ですから、子どもを社会化するという考えは、大人社会が子どもにもっている要求自体が考え直さないといけないのではないかと思います。

【青田委員】 私は社会化が大事なことだと思います。権利と権利をぶつけ合う社会がいいかという、そうではないのですが、特に日本人はそうだと思いますし、社会の中で争いを少なくして、仲良くして行きたいという民族であると考えますので、そのためにも社会化して、社会の中で生きていくことを教えつつ、でもその中で自分のやりたいことをやっていきましょうという社会化のほうがいいと思います。それが、何をやっても自由だと、社会がダメだといってもやるんだでは、その人はやっていくかもしれませんが、社会の中から阻害されていきます。それよりは、社会の中で認められて、自分の能力ややりたいことをやるほうが、よっぽど健全だと思います。ですから、社会化が大事なことだと思います。

【森越委員】 社会化が大事だという方は、今の社会が是だと思っている人です。私も強いもの勝ち、弱いもの負けの世の中はいいとは思いませんので、その面では日本の社会はいいと思います。ですから、会社などで力のない人は、上司などへは発言できないのです。しかしそういう意見の中には会社が発展する意見があるかもしれないのですが、上司には意見をできないのです。そういう力関係で日本の社会は発展してきたのです。ですから、今持っている日本の社会の是とする側面と非とする側面をきちんと見ないと、すべて日本的な文化の中に子どもたちが社会化されていく

ということには、評価の問題が全面にあるので、ただちには賛成できない。

【青田委員】 社会化するということが、縦の上下関係に従えということではなく、みんなで暮らしやすい社会を作ろうよと、その中には、お互いの中にルールもあるし、ここまでは許せるけど、これ以上のわがままは許せないよと言う暗黙のものもあります。

【森越委員】 確かに、みんなで生きやすい社会を作りたいということは正しいと思いますが、その中には必ず多数に批判的な少数の意見が生まれるのです。その少数が真実となるときもあるのです。多数が常に正しいわけではないという社会構成の中で、少数の人が、発言することが社会的に混乱とか仲良くできないという時期や側面が必ずあるわけなのです。子どもの権利から言うと、そのままがいいといえる社会、そのままとは個性が持てる社会、そのままは自分の思ったことが言える社会、そして思ったことを言えば、ぶつかるんです、ぶつかるから成長できるんです。それが、高校生がある集会で発表しましたが、みんな他のみんなに合わせることに必死でとても疲れている、なるべく表にでないようにしているんです、もしかしたらそれが和であるかもしれませんが、しかしこれはもしかしたら違うかもしれないということを口に出して言えることが必要だと思いますが、今の会社や学校には、そのような素質はないと思います。

【委員長】 学校は、指導要領にすべて定められていますので社会化です。さらに個性化と社会化が半々ではないです。社会化の最も大きいものは、日本であれば言葉を教えることで、特に読み書きを教えることです。話す聞くについてはかなり生得的になってきていますので、話す聞くについてはそんなに苦労しないのですが、読み書きは教えない限り絶対できるようにはなりません。ですから社会化を否定すると読み書きを全員に教えることも否定することになると思いますが、このような言葉など議論は次回以降きちんとできますので、そちらで議論させていただきたいと思っています。

【加藤委員】 子どもは天使で性善説にたっていて、子どもは愛の対象で、社会的な働きかけ次第で、みんなが手をつなぐ暴力がない社会を作っていけるものだというように思っているのですが、永山さんが19歳まで生きてくる中で、社会的な環境もあったと思いますが、そこに何か友達であったり、先生であったりの出会いがあって、犯罪を止めるような出来事が作れなかったのかって、刑務所に入ってから話を聞いてくれる人が現れたんですが、その前に出会えなかったことが悔やまれるなと思いました。特に資料の写真がとてもいい顔をしていたので。

【大江副委員長】 この写真は鑑定後で、石川先生が秘密に撮った写真です。やっぱりたぶん鑑定を受けて、癒やされたのではないかと思います。

【加藤委員】 それをやっぱり犯罪の前にできればと思いました。

【委員長】 これで今日の質疑を終了します。改めて大江副委員長ありがとうございました。今後のスケジュールについて事務局お願いします。

【事務局】 この子ども条例制定検討委員会における今後のスケジュールについて事務局から説明させていただきます。まず今後のスケジュールについての資料をご覧ください。平成25年度のスケジュールですが本日の第9回の検討委員会につきましてはこれまでのプレゼンにより各委員から出されました子ども条例に対する考え方や意見の総括的な意味合いも込めまして、大江副委員長からお話をいただきました。第10回につきましては、8月の開催を予定しており、この回ではこれまで委員会の中でたくさん出されました意見等に今回の大江副委員長の意見等を加えましてすべての意見等からキーワードを抜き出し、一つずつカードにしたものを少人数のグループに分かれていただいてキーワードが持つ共通の内容等による区分を設定していただいて、そのグループごとにカードを分類する作業を行っていただきます。この作業によりまして今後の議論に向けてこれまで出されました意見等について再確認や再認識をしていただければと思います。グループ分けの方法につきましては、スケジュールの後にご説明いたします。第11回につきましては10月を予定しておりまして、この回からは提言書の取りまとめに向けて4回に渡ってテーマごとにグループ討議を行っていただきます。そのテーマとして想定していますのは、「子どもの育ちをどう支援していくか」～家庭・学校・地域社会が果たすべきこと～です。第12回は11月を予定しておりまして、この回のテーマは「いじめ・虐待防止に何が必要か」としております。第13回につきましては、来年の1月を予定しておりまして、この回のテーマは「条例の方向性について」～条例が目指す方向・性格・盛り込みたい内容～としております。第14回につきましては、来年の2月を予定しておりまして、この回のテーマは「子育て支援に何が必要か」～乳幼児・小・中・高校生等を対象とした子育て支援の方策～としております。この4回に渡るグループ討議のテーマにつきましては、これまで委員会の中で出されました意見等について事務局側で一定程度の分類や整理をした中で、浮かび上がったテーマでございまして最終的には次回のキーワードの分類作業を終わった後にグループごとに分類された区分から浮かび上がってくるテーマの共通点等を踏まえまして、必要に応じて修正等を行いたいと思います。第15回につきましては、来年の4月でここからは平成26年度に変わりますが、この回では11回から14回までの4回の議論を踏まえましてテーマごとの討議内容の確認と必要に応じて再検討を行っていただきます。またこの回までに市として検討委員会の委員を選出していただいている団体以外の団体から教育や子育て分野を考慮した中でいくつかの団体を選出させていただきます。この委員会の検討状況を説明した上でご意見等をいただきたいと考えております。この回でその集約した結果につきましてご報告をさせていただきたいと考えております。さらに子ども達に対するアンケート調査につきまして

も、すでにご承知の方もいらっしゃるかも知れませんが、昨年8月の子ども・子育て関連3法の成立に伴いまして平成27年度から施行予定の子ども・子育て支援法に関わって、市町村に対し策定が義務付けされています子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査に合わせて実施を予定しておりますので、その結果につきましてもこの回で合わせてご報告をさせていただきますと思います。これらの調査時期につきましては、秋頃遅くても年内には実施をしたいと考えております。第16回につきましては、来年の5月を予定しておりますのでこの回では提言書に盛り込む事項と提言書の構成について確認をしていただいた上で、その記載すべき内容についてグループ討議を行っていただきます。第17回につきましては、来年の7月、第18回は来年の8月を予定しております、さらにこの2回の委員会の中で提言書を取りまとめることができると考えております。提言書を取りまとめた後は、市長に直接提言書を手渡す手交式を執り行いたいと考えております。以上が子ども条例制定検討委員会の今後のスケジュールとなります。続きましてグループ分けに関して簡単にご説明いたします。このグループ討議のメンバーについてをご覧いただきたいと思います。委員名簿の順番にA～Fまでの6グループに分けさせていただきました。まずこの6グループで来月の第10回検討委員会の際にキーワードの分類作業を行っていただきたいと思います。次に第11回以降のグループ討議の際のグループの編成ですが、A～Fまでの6グループを2グループずつに組み合わせまして3グループといたしますが、毎回そのグループを組み替えることによりましてできるだけ多くの方と意見を交わせる機会を設けたいと考えております。この少人数によるグループ討議により、委員ひとり一人の意見を漏れなく取り上げられ、積極的で活発な意見交換が期待されまして、より議論が深まるものと考えております。以上で説明を終わります。

【委員長】 何か意見や質問等ありますか。

【三浦委員】 1年経ちましてこれからのいろんな進め方があるかと思います。一概に「これでなくては」とは申し上げませんが、最近の流れまで「函館でなぜ条例なのか」という毎回ご意見があったと思いますが、依然としてストンと落ちていないといったお話をされる方がいらっしゃる。そういう意味で子ども条例を作る目的・理由を文章化してみんなで確認して入っていくのが良いのかと私は思っていました、こういうグループになって入っていくのも良いとは思いますが、これは今までの記録を分類するのかなと思いますが、その中にもぼつりぼつりと出てくるだけです。私も含めて委員のみなさんが一番重要な問題の目的や「なぜ函館に子ども条例なのか」これを作ることによってどうしようとするのか。みんなが共通したイメージや認識を持った上で、ここに入ればバラバラにならないで目標に向かって考えて絞られて行くのではないかと思います。今まではフリートーンで回数もこなしてきましたので、これからは絞って行かなければなら

ないと思います。具体化していった何のために必要なかを議論しなければならぬと思います。グループ討議に入る前に1回そういった場面があった方がよいと思います。

【委員長】 補足させていただきます。事務局で作成したものを事前に見せていただきましたら、今までのプレゼンでの意見が91項目ありました。その91を事務局と私も入ってKJ法という手法で91をカードにしてイメージで仕分けして行きました。仕分けしたのを分類した中で三浦委員が言っています目的や「なぜか」という辺りがみんな入っているように感じました。ですから次回少人数に分かれて91プラス大江先生のカードが入ってきますので100超えると思いますが、それを3～4人でもう1回復習や確認しながら分けて行くことは大事だと思います。11回目以降で事務局が言っておりますが10回目の作業によっては、11回目以降は委員の意見や話し合いによってテーマを変えて行きます。

【三浦委員】 このテーマに入れるべきものは他都市の状況や今までの資料でたくさんの情報がありますので、カードを整理してもそこには出てきません。

【委員長】 その辺の議論は必要だと思います。

【小林幹二委員】 今子ども白書を手がけていて、何とか12月までに製本したいと思って取り組んでいます。子どもや保護者、市内の教職員のアンケートがあり、自由記述も相当数あります。全てが生の声です。今の函館の子どもや親がどう考えているのか。どう悩んでいるのか。一度みんなで目を通して見る機会も必要ではないかと思えます。その議論と当然かみ合うと思っておりますので、もしできるのであれば考慮していただきたいと思えます。

【委員長】 その他何かありますか。ないようですので次回日程について事務局からお願いします。

【事務局】 次回第10回検討委員会の日程ですが、8月21日18時00分から保健センター2階で開催することとなりますので、ご出席をお願いいたします。

5 閉会

【委員長】 以上を持ちまして本日の会議を終了いたします。